

京都市教職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月29日

京都市教育委員会  
教育長 稲田新吾

## 京都市教育委員会規則第20号

京都市教職員の退職手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 京都市教職員の退職手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書中「再任用教職員（教職員条例第4条第6項）を「定年前再任用短時間勤務教職員（教職員条例第2条第1項第1号）」に、「再任用教職員を」を「定年前再任用短時間勤務教職員を」に改める。

第4条第2項各号列記以外の部分中「再任用教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に、「教職員となった」を「教職員（教職員条例第38条に規定する教職員を除く。）となった」に改め、同条第3項表以外の部分中「10年」を「15年」に改める。

第7条第5項第1号中「限る。）及び」を「限る。）、」に改め、「育児短時間勤務等の期間」の右に「及び分限条例第2条第5号の規定による休職のうち別に定めるものの期間」を加え、同項第2号中「超えるもの」の右に「、同条第5号の規定による休職のうち別に定めるものの期間」を加える。

第11条中「第2条第3項」との右に「、同条第2項各号列記以外の部分中「京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」とあるのは「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第42条において準用する京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」とを加える。

第12条第1項中「再任用教職員」を「定年前再任用短時間勤務教職員」に改め、同条第2項中「教職員が引き続いて」を「教職員（教職員条例第38条に規定する教職員を除く。）が引き続いて」に、「ときは、教職員」を「ときは、当該教職員」に改め、同条第3項中「教職員が、」を「教職員（教職員条例第38条に規定する教職員を除く。）が、」に、「教職員」を「、当該教職員」に改める。

附則第5項を次のように改める。

5 当分の間、60歳に達した日以後における最初の3月31日以後その者の非違によることなく退職した者（教職員条例第38条に規定する教職員及び第4条第1項第1号の規定に該当する者を除く。）は、同号エに掲げる者とみなして、同条の規定を適用

する。この場合において、同項第2号中「傷病により退職した者並びにこれらに準じる者」とあるのは「附則第5項の規定に該当する場合を除くほか、傷病」と、同項第3号中「自己」とあるのは「附則第5項の規定に該当する場合を除くほか、自己」とする。

附則に次の4項を加える。

- 6 教職員条例附則第8項の規定による教職員の給料月額の変更は、給料の月額の減額改定に該当しないものとする。
- 7 教職員条例附則第8項の規定の適用を受ける教職員が、60歳に達した日以後における最初の3月31日に退職したものとした場合における退職手当の基本額が第4条第2項の規定の適用を受ける場合において、その者が同日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、第4条並びに附則第5項及び前項の規定により計算した退職手当の基本額が、第4条並びに附則第5項、前項及び次項の規定により計算した退職手当の基本額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の基本額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 8 当分の間、第4条第3項の規定の適用については、同項中「定年に達する日」とあるのは「60歳に達する日」と、「退職の日において定められているその者に係る定年から15年」とあるのは「60歳から10年」とする。
- 9 前項の規定にかかわらず、退職の日において管理監督職（京都市職員の定年等に関する条例第4条第1項ただし書に規定する管理監督職をいう。）を占める教職員のうち別に定める者に対する第4条第3項の規定の適用については、当分の間、同項中「定年に達する日から6月前まで」とあるのは「60歳に達する日から6月前まで又は京都市職員の定年等に関する条例（以下「定年条例」という。）第7条に規定する管理監督職勤務上限年齢に達する日以後における最初の3月31日（定年条例第9条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項において同じ。）（同条各項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した場合にあっては、当該異動期間の末日の前日）」と、「退職の日において定められているその者に係る定年から15年」とあるのは「60歳から10年」とする。

第2条 京都市教職員の退職手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号イ中「傷病」の右に「又は通勤（地方公務員災害補償法第2条第

2項及び第3項に規定する通勤をいう。)による傷病」を加え、同項第2号中「傷病により退職した者」の右に「(前号イに掲げる者を除く。)」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 公務上の傷病又は公務上の死亡により退職した教職員(教職員条例第38条に規定する教職員を除く。)に対しては、その者に係る前項の規定の適用がないものとした場合における第4条の規定により計算した退職手当の基本額と国家公務員退職手当法第5条第1項第4号に掲げる者に係る同法第5条の3の規定の適用がないものとした場合における同法第5条並びに同法附則第21項及び第23項の規定により計算した退職手当の基本額との均衡を考慮して、別に定めるところにより加給するものとする。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

勤続期間	甲	乙	丙	勤続期間	甲	乙	丙
年				年			
1	0.837	0.837	0.5022	21	26.260875	21.3435	21.3435
2	1.674	1.674	1.0044	22	27.934875	23.0175	23.0175
3	2.511	2.511	1.5066	23	29.608875	24.6915	24.6915
4	3.348	3.348	2.0088	24	31.282875	26.3655	26.3655
5	4.185	4.185	2.511	25	33.27075	28.0395	28.0395
6	5.022	5.022	3.0132	26	34.77735	29.3787	29.3787
7	5.859	5.859	3.5154	27	36.28395	30.7179	30.7179
8	6.696	6.696	4.0176	28	37.79055	32.0571	32.0571
9	7.533	7.533	4.5198	29	39.29715	33.3963	33.3963
10	8.37	8.37	5.022	30	40.80375	34.7355	34.7355
11	11.613375	9.2907	7.43256	31	42.31035	35.7399	35.7399
12	12.76425	10.2114	8.16912	32	43.81695	36.7443	36.7443
13	13.915125	11.1321	8.90568	33	45.32355	37.7487	37.7487
14	15.066	12.0528	9.64224	34	46.83015	38.7531	38.7531
15	16.216875	12.9735	10.3788	35以上	47.709	在職1年	在職1年

16	17.890875	14.3127	12.88143			を増すご	を増すご
17	19.564875	15.6519	14.08671			とに1.00	とに1.00
18	21.238875	16.9911	15.29199			44を加え	44を加え
19	22.912875	18.3303	16.49727			る。	る。
20	24.586875	19.6695	19.6695				

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第3項及び第5項の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の京都市教職員の退職手当に関する規則（以下「令和5年改正後の規則」という。）の規定は、同条の規定の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の京都市教職員の退職手当に関する規則（以下「令和6年改正後の規則」という。）の規定は、同条の規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

- 4 京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月23日京都市条例第42号。以下「一部改正条例」という。）附則第3項に規定する暫定再任用教職員及び同条例附則第6項に規定する暫定再任用短時間勤務教職員は、同項に規定する定年前再任用短時間勤務教職員とみなして、令和5年改正後の規則第2条の規定を適用する。

(退職手当の基本額に関する経過措置)

- 5 令和6年改正後の規則第4条第1項第1号ア又はエに掲げる者に対する施行日から令和7年3月31日までの間における退職に係る令和6年改正後の規則別表第1の規定の

「	「
0.837	1.0465
1.674	2.0925

	2. 511		3. 139	
	3. 348		4. 185	
	4. 185		5. 2315	
	5. 022		6. 2775	
	5. 859		7. 324	
	6. 696		8. 37	
	7. 533		9. 4165	
	8. 37		10. 4625	
適用については、同表甲の欄中	11. 613375	とあるのは	12. 775188	と、
	12. 76425		14. 040625	
	13. 915125		15. 307063	
	15. 066		16. 5725	
	16. 216875		17. 838938	
	17. 890875		19. 365938	
	19. 564875		20. 893938	
	21. 238875		22. 420938	
	22. 912875		23. 948938	
	24. 586875		25. 476438	
		」		」

「	26. 260875	「	27. 066438	
	27. 934875		28. 656938	
	29. 608875		30. 246938	
	31. 282875		31. 837438	
	33. 27075		33. 584875	
	34. 77735		35. 091175	
	36. 28395	とあるのは	36. 597975	とする。
	37. 79055		38. 104275	

39. 29715	39. 611075
40. 80375	41. 117875
42. 31035	42. 498675
43. 81695	43. 879975
45. 32355	45. 260775
46. 83015	46. 642075

」

」

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)